

福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業)

高齢者や、知的障害・精神障害がある方などで、判断能力に不安のある方を対象として、在宅での生活を支援するために、権利擁護に関する相談や福祉サービスの利用手続き、利用料の支払、通帳・印鑑・公的書類の預かりなどをするサービスです。

●このようなことはありませんか？



<事例>

対象者：80歳で一人暮らしの高齢者
Aさん

Aさんは一人で銀行に行って預金の引き出しをすることに不安があり、福祉サービスの利用料金や公共料金の支払いも滞ることがあります。現在はヘルパーが銀行まで同行して支援していますが、本事業との契約をAさんに勧めています。

ぜひ社会福祉協議会にご相談ください。

支援内容

福祉サービスを利用するための手続き
郵便物の確認
金融機関での入出金、振込、支払
通帳（残高が50万円を超えないもの）・印鑑・
公的書類の預かり

対象となる方

高齢者・知的障害者・精神障害者などで判断能力に不安のある方
(診断や障害者手帳の有無は問いません。)

利用料

無料（県下の他市町では原則1時間1,000円）
生活支援員の交通費（実費）が必要です。

利用までの流れ

① 相談



お住まいの市町村社会福祉協議会が相談に応じます。相談内容に関する秘密は厳守いたします。

② 訪問



基幹的福祉協議会の福祉サービス利用援助事業専門員（以下、専門員）が訪問し、本人との面談で心配ことや困りごとなどをお伺いします。

③ 支援計画の策定



専門員が支援計画を作成します。

④ 契約



支援内容に同意いただければ、本人と社会福祉協議会との間で契約を結ぶます。

⑤ 援助開始



生活支援員が本人を訪問し、実際に契約どおりの援助が始まります。